

2009年度 全国（都道府県・全市）情報公開度ランキング採点基準（案）100807版

交際費	20ポイント	交際相手情報（首長交際費）	10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開（「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）
				B	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名の一部の公開（個人は相手により一部非開示）
				C	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名はすべて非公開
				D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人名は全面公開、一部公開も含む）、基準がない、個別に判断
				E	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人については公開、一部公開も含む）、基準がない、個別に判断
		10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開（「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）	
			B	非個人の全面公開、個人名の一部の公開（個人は相手により一部非開示）	
			C	非個人の全面公開、個人名はすべて非公開（法人・団体名はすべて開示）	
			D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人については公開、一部公開も含む）、基準がない、個別に判断	
			E	月毎の総額（または使途別の金額）のみ公開 公開していない	
情報公開条例	30ポイント	閲覧手数料	5ポイント	A	取らない
				B	条件付きで取る
				C	取る
				D	現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中
		請求権者	5ポイント	A	何人も請求可能
				B	広義住民以外の人は、請求理由を書けば情報公開請求可能（条例に記載あり）
				C	広義住民のみ情報公開請求可能
		議会	なし	A	議会が実施機関になっている、または、議会情報公開条例を制定している。
				失格	B 議会が情報公開条例の実施機関になっていない
		公社、100%出資団体	5ポイント	A	情報公開条例において、公社、地方独立行政法人、100%出資団体のいずれかが実施機関になっている
				B	情報公開条例において、公社、地方独立行政法人、100%出資団体のいずれもが実施機関になっていない
				C	「公社に市長が要請」などは、【質問】⑦で加点。「公社、100%出資団体等が存在しない」は、【質問】⑦の採点を2倍した。
	出資法人	5ポイント	A	情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がある（条件付きを含む）「努力義務規定」「市長が要請」「措置の要請」などを含む。	
			B	情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がまったくない	
			C	「出資法人が存在しない」場合は、条例に「一部事務組合、指定管理者、補助金支出団体などの情報公開」について、Aのような記載がない場合は0点とした。	
	権利濫用	5ポイント	A	情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定がない	
			B	情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定がある	
			C	情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定が計画される計画がある	
	例規集	5ポイント	A	情報公開条例の内容が貴自治体のホームページ上の例規集でわかる	
			B	情報公開条例の内容が貴自治体のホームページ上の例規集でわからない	

制度運用	5ポイント	コピー	5ポイント	A	10円	
			0ポイント	B	11円以上	
	コピー以外	なし		A	元の公文書が紙の場合、自治体側でPDF化してメールやフロッピー等で開示することや、FAXで送付可能	
				B	元の公文書が紙の場合、自治体側でPDF化してメールやフロッピー等で開示することや、FAXで送付不可能、	
					「佐賀県、岡山市のように、役所に行かずに公開資料をメール（データ）で入手できるか、または、FAXでの資料入手が可能か」を調査した。	
情報公開施策	0ポイント	予算編成			次年度の予算編成過程の内容の情報公開について、他の自治体より公開が進んでいる点がある	
					次年度の予算編成過程の内容の情報公開について、他の自治体より公開が進んでいる点がない	
	その他				情報公開の施策について、他の自治体より進んでいる点がある	
					情報公開の施策について、他の自治体より進んでいる点がない	
公共工事入札情報	5ポイント	随意契約	5ポイント	A	公共工事の入札における随意契約の相手方の選定理由について公表している（制限付き公表も含む）	
			0ポイント	B	公共工事の入札における随意契約の相手方の選定理由について未公表	
	15	予定価格情報	5ポイント	5ポイント	A	公共工事の入札における予定価格の公表について事前公表のみ
				3ポイント	B	公共工事の入札における予定価格の公表について事前公表及び事後公表の併用
				2ポイント	C	公共工事の入札における予定価格の公表について事後公表のみ
				0ポイント	D E F	D 未公表 E 未公表と事後公表の併用 F 未公表と事前公表の併用
	5ポイント	ネット	5ポイント	A	公共工事の入札について、インターネット上で落札結果を公表している（一部公開、金額制限も含む）	
			0ポイント	B	公共工事の入札について、インターネット上で落札結果を公表していない	
ポイント計		70ポイント				